

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
1	1	1	1	1		2 ～ 3	<p>1ー（1）ア 地区コミュニティ協議会の組織強化</p> <p>2ー（2） 個性と魅力ある地域づくりの促進</p>	<p>このページが例ですが、「1ー（1）イ」や「（2）ア」のように、「〇〇など、～します。」、また、他の随所に見られますが、ある程度具体的に挙げてある箇所もあれば、「1ー（1）ア」のように、ただ「連携を強化し」と述べてある箇所もある。</p> <p>全体を読むと、具体的に述べてあるところもあるが、もう一言欲しい部分もある。以下、もう一言あった方が良いと思われる箇所を挙げてみる。</p> <p>① 1ー（1）ア 「連携を強化し」どのように？ ② 2ー（2） 「市として可能な支援」どんな？</p>	<p>①については、48地区コミュニティ協議会会長連絡会や、コミュニティ主事連絡会、まちづくり懇話会などを開催し、様々な取り組みに対して、情報を提供し意思疎通を図っております。</p> <p>また、共生・協働による地域づくりを念頭に地域と行政の信頼関係の構築は不可欠であり、自助・共助・公助による地域と行政の役割分担も必要であります。</p> <p>併せて、地域の課題に対する行政各課の横断的な連携の確保と、地域住民とのパートナーシップを進めるための職員の意識改革も必要と感じています。</p> <p>②については、財政支援として運営補助金や活性化事業補助金、提案公募型補助金があります。</p> <p>また、物的支援として、活動拠点の確保や情報提供等を行っております。</p> <p>人的支援として、コミュニティ主事の配置とともに、地区振興計画の策定支援、地域担当職員制度の導入検討とともに、地域リーダー養成のための研修派遣も行っております。</p>	コミュニティ課
2	1	1	1	1	1	2	<p>イ コミュニティマスター事業の推進</p> <p>【提言】 イ 地区コミュニティ 活性化事業の推進（注：太字部分を改定） 地区コミュニティ協議会において地域活性化につながる市の施設の維持・管理のために、地域づくり振興補助金を地区コミュニティ協議会へ交付して市民の持つ知恵と技術を地域力として活かします。</p> <p>【理由】 ①コミュニティ・マスター事業は、事務的な煩雑さがあるため、この事業へ発展的に移行する。 ②農道・林道の補修・舗装・伐採、側溝改修、側溝蓋設置、ロードミラー設置・修理、ガードレール設置・修理、防犯等設置・修理、重機類のリースなどの簡易事業をコミュニティ協議会へ補助金を交付して委託する。所管としては建設維持課、耕地課、林務水産課、コミュニティ課などの所管の簡易事業を委託する。 農地・水・環境保全向上対策事業の例にならったコミュニティ協議会の活性化事業版 ③合併の際に地区コミュニティ協議会へ簡易補修などの事業を委託するとの構想があり、これを今後5年間で具体化する。 ④合併後の日置市では既に「地域づくり振興基金」として各地区へ交付実施中である。交付している予算総額は2億円程度か。</p>	<p>現在コミュニティ協議会へは運営補助金を交付しており、活性化事業補助金も2年に1回利用できるように交付しております。</p> <p>コミュニティマスター事業は地域の方々の技術等を活かしながら、施設整備を行っていただくためにも、活用していただきたいと思います。</p> <p>「地域づくり振興補助金」の導入については他市の状況も把握しながら、今後研究させていただきたいと考えています。</p>	コミュニティ課	

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
3	1	1	1	1	2	2	ア 地区コミュニティ協議会間相互の情報交換の促進	<p>「コミュニティ協議会の活性化」は、その直前にある、相互の連携や地域を越えた交流によってもたらされるものではないように思える。この段落は、「活性化」が目的ではなく、アの表題が目的であろうから、「促進する。」で止め、「活性化」は、もう1節必要なくらい、それを目的とした内容を盛り込んだ方が良いと思う。</p> <p>今回そこまで踏み込めないならば、この文言をここからはすし、1ページの課題のところに、全体的な目標として“活性化”を目指す風にしたらどうか。</p> <p>“活性化”は定義づけから、具体策まで、時間をかける必要があるので、次期は、もっと大きく盛り込んだらどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり記載を修正いたします。</p> <p>【変更前】 また、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進し、コミュニティ協議会の活性化を進めます。</p> <p>↓ 【変更後】 また、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進します。</p> <p>なお、ご指摘の「活性化」の目的については、P1の<現状と課題>の8行目において「本市では、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め、各地域の主体的な活動を促進し、その活性化を図るとともに、住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため、48の地区コミュニティ協議会が設置されています」と記載しております。</p>	コミュニティ課
4	1	1	1	1	3	3	協議会活動の支援	<p>【提言】 (3) 地区コミュニティ協議会活動の支援強化（注：太字部分を改定） 地区コミュニティ協議会の多様化する活動へ必要な人的、財産的支援を強化します。活動拠点となる地区コミュニティセンターにコミュニティ主事や地区コミュニティ協議会職員を配置し協議会活動の円滑化を図ります。</p> <p>【理由】 1. 協議会活動を地区コミュニティ協議会活動と追記する。 2. 原案の指導・助言の内、指導の表現は、コミュニティ協議会は市当局の下部組織ではないので不適切ではないか。 3. 多様化する活動とは、福祉ネットワーク、地域防犯、景観提案・保全活動、ゴールド集落活動支援、子育て支援、シティセールス、公園緑地管理など、基本計画の中でも地区コミュニティ協議会の活動支援が位置づけられ増加・多様化していく。 そのために市からの人的・財政的な支援を強化かする。 4. コミュニティセンターはコミュニティ主事だけの配置ではないため。</p>	<p>最終的な目標としては、地区コミュニティ協議会の自立が望ましいと考えております。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>【変更前】 (3) 協議会活動の支援 地区コミュニティ協議会の活動への適切な指導・助言を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターにコミュニティ主事を配置し、協議会制度の定着化を図ります。</p> <p>【変更後】 (3) 地区コミュニティ協議会の支援 地区コミュニティ協議会の活動への適切な指導・助言及び可能な支援を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターに配置されているコミュニティ主事や協議会職員と連携して、協議会の充実を図ります。</p>	コミュニティ課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	部	章	節	項	号					
5	1	1	2	1	2	5	ウ ボランティア活動の支援	突然出てきた「ボランティアセンター」とは何のことか？ また、「まちづくり交流センター」とは何のことか？ これらの用語の定義・説明等は必要ないか？	ご指摘を踏まえ、下記のとおり注釈を追記いたします。 ※まちづくり交流センター⇒市民文化ホール内において、まちづくり公社の自主事業として設置されており、NPO・ボランティア団体への会議室の無料貸し出しや、パソコンの無料利用、ホームページによるボランティア団体の紹介を行っている。 ※ボランティアセンター⇒社会福祉協議会内にあり、県の社会福祉協議会から助成を受け、各地域でボランティアを活用した高齢者サロンや子育てサロンの開催、各種ボランティア講座の開催による人材育成、HP・ブログ・ボランティア便りなどによる情報発信を実施している。	コミュニティ課
6	1	1	2	1	3	6	ゴールド集落への支援	【提言】 ゴールド集落の定義を65歳以上が50%以上だけでなく、集落からの公共交通機関までの距離、生活機能の有無とかをコミュニティ協議会が判断した集落も対象にして頂きたい。 例：高江町 毎床自治会2戸8名 山間部 県道まで8km 平均年齢62歳 生活機能維持の商店なし 【理由】 ①交通・商店・病院・福祉施設などの生活機能が近辺にある市街地・町部のゴールド集落と山間辺地にある集落とでは、ゴールド集落の定義に無理がある。支援の度合いに格差が出てくる。 ②ゴールド集落への活動支援は、地区コミュニティ協議会が担うことになるなら、コミュニティ協議会が判断した集落も対象にして頂きたい。	・現在、地域が本来有している地域の力を再生し、安心して住み続けられる地域づくりを推進することを目的とした「（仮称）ゴールド集落活性化条例」の制定に向けた検討を行っているところです。 ・本市においては、周辺地域以外の市街地においても人口減少が著しい地区が発生し、地域社会における活力の低下が懸念される状況であることから、全市域を対象に、明確に判断できる基準を用いてゴールド集落を定義したところです。 ・提案のコミュニティ協議会が判断した集落をゴールド集落の対象とすることについては、コミュニティ協議会ごとにゴールド集落の定義が異なるなど、運用面での混乱が生じることが懸念されますので、ゴールド集落の定義については、案のとおりとさせていただきますと考えています。 ・なお、各施策の取組については、各ゴールド集落の状況に応じた支援の検討を行っています。	企画政策課
7	1	1	2	2		6	コミュニティ活動における市民参画の促進	これだと、広報紙を読まない人、ホームページにアクセスのない人、自治会未加入の人など、もれてしまう市民が多いことが懸念される。 この場では、あまり具体的に踏み込まず、「より効果的な啓発の方策を考えていく委員会を組織する」と言った、長期的に市民参画を促進するための母体をしっかり作ることの方が、結果的には良い結果となるのではないか。	確かに全部の方々に行きとどくことはできませんが、方策としては、スーパーや金融機関へラックを設置し、誰でも自由に見れる環境は整備しています。 今後、自治会未加入対策を含め、ご指摘の「効果的な啓発の方策を考えていく委員会」については検討してまいります。	コミュニティ課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
8	1	1	3	1	2	8	ア 地区コミュニティセンターの管理体制の充実	<p>言っていることはわかるが、自分の地域のコミセンを思い浮かべたとき、それほどいろいろな活動に利用できるほど広くないし、いろいろな形態の活動の事務局をおくならば、それなりにハード面（棚・ロッカー等）もそろえる必要があると思われる。こういった案について、地区コミとの合意は得られているのか。</p> <p>また、これを読むと、各地区コミがその地域で起こる様々な行事や活動についてすべて把握している必要がある。</p> <p>あるいは、その方が良いように感じる。たとえば、有志で立ち上げたNPO等、地区コミに連絡・登録する義務がある、と言いくいだろうか。また、突然行って、どうぞ、地区コミを使ってください、というも変だ。その辺りの連絡・コミュニケーション等を考えると、地区コミは、本当にそういった、市の提案を理解し、同調していくつもりがあるのか、きちんと話し合いをした上で、この1の計画が立てられているのか。</p>	<p>ここで述べていることは、施設を自由に使用できるということですので。そこを拠点として常時事務所的に使うということではありません。</p> <p>協議の場や、活動実践の場は、NPOやボランティア団体に限らず、PTAや自治会等様々な団体が使用しています。</p>	コミュニティ課
9	1	2	1	1	3	12	ア 健康づくり計画の策定	<p>1ー(3)ア「健康さつまませんだい21」とは何のことか？イベント？健康情報冊子？9ページの健康21の当市ヴァージョン？具体的な数値目標などもあるのか？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「健康さつまませんだい21」について下記のとおり注釈を追記いたします。</p> <p>※健康さつまませんだい21⇒21世紀の国民の健康づくりの指針として策定された「健康日本21」の基本理念に基づき薩摩川内市の市民が健康で元気に生活できる地域の実現のために、大きな課題となっている生活習慣や生活習慣病を食生活、運動など7つの分野ごとにそれぞれの取り組みの方向性と目標を定めた健康づくりの個別計画である。</p>	市民健康課
10	1	2	1	2	1	12	地域全体の総合的な医療体制の構築	<p>「地域」という言葉が何度も使用されているが、この章での「地域」とは、地区コミも関係あるのか？</p> <p>実際、今後緊急医療体制を整えていく上で、各地区コミにおいて、もっと、保健・医療についての役割の比重が高くなっていく必要があると思われる。この点は、地区コミと協議がなされているか。</p>	<p>「2 医療体制の充実」における「地域」とは広義では市全体を現し、狭義では市民の身近なところという意味での表現であり、特にエリアを限定したものではありません。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、今後、緊急医療体制の構築のために地区コミュニティの役割は大きく、本市では、福祉課において、地域ぐるみで助け合いの輪（ネットワーク）をつくり、見守り支援を行う「地域ネットワーク事業」に取り組んでおり、地区コミュニティ協議会連絡会長が地域ネットワーク事業連絡会委員に就任し、参画いただいております。</p>	地域医療対策課
11	1	2	1	2	1	12	ア 初期医療体制の整備	<p>第2章 第1節「保健・医療の充実」中「医療体制の充実」の「ア 初期医療体制の整備」の中で「かかりつけ医の定着と在宅医療を促進します」と記載されているが、どのように「促進」するのか。</p>	<p>在宅医療の対象者は、疾病や傷病により通院が困難な人、退院後継続して治療が必要な人、自宅で終末期医療を希望する人などありますが、高齢化による高齢者医療の需要増加等により在宅医療の需要も増加することが予想されます。</p> <p>このため、在宅医療を担う“かかりつけ医”の役割や在宅医療に関する情報を市民に提供するなどして、“かかりつけ医”の定着と在宅医療の促進を図ろうとするものであります。</p>	地域医療対策課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
12	1	2	1	2	1	13	エ 保健・医療・福祉のネットワークの形成	これは、つまり、市役所の中の「〇〇課」に連絡すれば、情報が得られる、というように、インフォメーションセンター的な役割を市の該当課がする、ということなのか。 住民の住む地域の情報については、地区コミにも、そういった役割が必要なのではないか。それも視野に入れての計画なのか。	地域の保健・医療・福祉等に関する相談は多岐にわたるものであり、それぞれの専門分野が複雑に関係・関与してくる。 相談を受けた課においては、これら相談内容を把握したうえで、効果的な助言を行うために、関係する部署の職員又は相談員や民間施設・団体等と連携を取りながら、問題の解決に取組む必要がある。 現在、各種連絡協議会を立ち上げて、ネットワークづくりを行っているところであり、また、日頃から、これらネットワークを通じて、地域の情報を収集し、情報を共有化しながら、迅速な問題解決に努めている。 一方、市民が抱える保健・医療・福祉等の問題を解決するために、関係する情報を、市のホームページ・市広報紙を通じて、積極的に提供することが必要になっている。 指摘のあった事項については、庁内・庁外のネットワークづくり及び広報活動の強化を述べたものである。	市民課
13	1	2	3 ～ 7			18 ～ 31	地域福祉社会の形成 高齢者福祉の充実 子育て支援・児童福祉の充実 障害者（児）福祉の推進 母子寡婦・父子福祉の充実	この5つの節（第2章第3節～第7節）について、第3節は、実は、4～7節すべてを網羅しているべきことで、18ページの施策の体系について、4～7節の内容も入った方が良く思うが？	第3節（P18）は「地域福祉社会の形成」のことを記載しているが、すべての福祉の基礎は、地域福祉社会のうえに成り立っている。 本市では、平成19年3月に、「全ての市民が住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「薩摩川内市地域福祉計画」を策定し、地域で共に助け合い、支え合うための計画・目標を整理したものである。 今回、第3節では、全体的に地域福祉の重要性や理念を述べており、第4節（高齢者福祉の充実）、第5節（子育て支援・児童福祉の充実）、第6節（障害者（児）福祉の推進）、第7節（母子寡婦・父子福祉の充実）においては、地域福祉に関することを、施策体系に加えていない。	市民課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	部	章	節	項	号					
14	1	2	3	1	1	19	地域福祉の理念の啓発及び活動の強化	「高齢者クラブ」とは何か。なぜここで、急に、“高齢者”なのか。ここで言う“高齢者”とは、何歳？	<p>「高齢者クラブ」とは、地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上を目的としています。</p> <p>名称につきましては、「薩摩川内市老人クラブ連合会」が、平成21年度総会で会則の一部改正を行い、「薩摩川内市高齢者クラブ連合会」に改めたことに伴ったものです。</p> <p>「高齢化クラブ」の活動には、一人暮らしの高齢者等への訪問を行う友愛訪問活動、交通安全のための街頭指導を行う地域見守り活動等があり、地域福祉活動の重要な担い手であることから、「高齢者クラブ」のさらなる活性化を図る必要があると考えます。</p> <p>一般的に高齢者とは65歳以上の方を言いますが、「高齢者クラブ」につきましては、会員の年齢は60歳以上、ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を防げないことから、概ね60歳以上の方です。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、「高齢者クラブ」の注釈を下記のとおり追記いたします。</p> <p>※高齢者クラブ⇒地域を基礎とするおおむね60歳以上の高齢者の自主的な組織。「健康・友愛・奉仕」の三大運動とともに、文化伝承活動や世代間交流等の地域を豊かにする活動等を行っている。</p>	高齢・障害福祉課
15	1	2	4	3	2	23	高齢者の社会参加のための環境づくり	「ふれあいいきいきサロン」とは何のことか？	<p>「ふれあいいきいきサロン」とは、一人暮らしの高齢者等、家で閉じこもりがち、話し相手がない、寂しいといった不安や悩みをお持ちの方々に、自治会等の集会所など、身近な場所に集まっていただいて、「気軽に」、「無理なく」、「楽しく」、「自由に」過ごせる場を提供し、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなどを行い、地域の「仲間づくり」、「出会いづくり」の場を作るものです。社会福祉協議会の運営支援を受け、自治会・地区コミ等の単位で開催されます。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、「ふれあいいきいきサロン」の注釈を追記いたします。</p> <p>※ふれあいいきいきサロン⇒家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に、身近な集会所などに集まっていただき、レクリエーション等を通じて地域の仲間づくり等の活動の場をつくるもの。自治会・地区コミ等の単位で開催されている。</p>	高齢・障害福祉課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
16	1	2	5	1	2	26	イ 学童保育の拡充	学童保育・児童クラブ、また「放課後児童クラブ」など、いろいろな呼び方がある。「児童クラブ」という言い方は、紛らわしいように思うが？ また、いわゆる「学童保育」は直接市の管轄ではないと理解しているが、このような書き方だと、市の事業のように取ることもできるので、紛らわしいのではないか。 本当に拡充していく計画ならば、もう少し具体的な内容も欲しい。	「放課後児童クラブ」の表現が一般的であり、統一したい。また、次のように修正したい。 【変更前】 イ 学童保育の拡充 保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の子どもの健全な育成を図るため、児童クラブの充実を図ります。 ↓ 【変更後】 イ 放課後児童クラブの拡充 保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の子どもの健全な育成を図るため、 地域の放課後児童クラブ運営委員会等の設立を支援し、また、既存の公共施設等の利用を検討するなど、放課後児童クラブ未設置の地域や待機児童の解消を推進します。 さらに、市放課後児童クラブ連絡協議会と連携し、指導員研修会の支援を行い、資質の向上を図ります。	子育て支援課
17	1	2	7	1	2	31	生活の安定の確保に向けた支援	当人たちの中には、「放っておいて欲しい」人もいるだろうし、「地域」とは、実際地区コミにそのような体制を作る、というようにも取れる。地区コミにこれも図っておられるのか？	現在、市の女性・家庭生活支援相談員を中心とした主に地域の民生委員・児童委員による情報提供及び見守り等による支援体制がある。 今後は、地域の中で暮らしている生活・経済基盤の弱い家庭を地域で支え、見守る等の仕組みづくりも必要であると考えているので、ご指摘を踏まえ、次の通り修正したい。 【変更前】 また、子育て等の面において、これらの世帯を地域ぐるみで支援する体制の構築を促進します。 ↓ 【変更後】 また、子育て等の面においては、 地域の民生委員・児童委員による支援に加え、地域と家庭の関わりが希薄化している現状の中で、これらの家庭を含めた生活・社会基盤の弱い家庭に対し、地域が支え、見守る支援体制の構築を促進します。 」	子育て支援課
18	1	3	1	1	1	34	生涯学習推進計画の推進	「生涯学習推進計画」を見たいが？	生涯学習推進計画については、概要を整理しホームページに掲載いたします。 同計画は平成26年度までの計画であり、主にグループ（団体）などで学ぼうとする市民の学習の支援計画を掲載したものです。	コミュニティ課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
19	1	3	1	1	2	34	推進体制の充実・強化	「生涯学習推進本部」とは、どこにあるのか？ 実際に機能しているのか。	生涯学習推進本部は、市長が本部長を務め、事務局はコミュニティ課で、年1回開催しています。前年度活動状況報告、当該年度活動計画報告を行い、生涯学習を推進するための審議を行っています。今後、更なる推進を図るためには、専門委員会等を設立し、推進に関して協議していく必要があると考えております。	コミュニティ課
20	1	3	1	1	3	34	ウ 情報発信力を有する人材・組織の育成	「知の還流」について、良いことを言っていると思うが、実際はどのようにしようとしているのか？ “還流”の様子がイメージしやすい。	イメージ図について別紙1のとおり提示いたします。	コミュニティ課
21	1	3	1	2	1	35	イ 地域学習活動の促進	「PTA」が唐突に出てくるが、PTAは、生涯学習推進の中心的役割ではないと理解している。 ここに出した根拠があるのか？ 中心的役割ならば、他に「家庭教育学級」があると思うが、これは必ずしもPTA活動内ではないらしい。（学校によって差がある。）	PTAのみが中心的役割を担っているということではなく、「PTA等」ということで、PTA以外の子ども会や女性団体など様々な団体を想定している。 「家庭教育学級」も同様、社会教育及び生涯学習の担い手としている。 今日では、PTAは各単位PTAを中心に、児童生徒の安心・安全に関する活動や、読書推進活動、ボランティア活動、地区文化祭など、深く地域に根付いた生涯学習活動を展開しており、地域の生涯学習を推進する上では重要な組織であると認識している。	社会教育課
22	1	3	1	2	1	35	イ 地域学習活動の促進	また、この部分では、社会教育課とコミュニティの二つにまたがっているが、該当課が、社会教育課とコミュニティ課の両方になり、このような状況だと、責任をもってきちんと遂行していくのではないかと。 生涯学習を今後もこの2つにまたがって扱うならば、この辺をあいまいにせず、この節の中で、きちんと分けて明記したほうが、良いように思う。	全庁的な生涯学習の推進についてはコミュニティ課が所管している。社会教育課は、学校教育や文化、スポーツ同様、生涯学習の一分野である。 地域学習活動を推進する上では、健康福祉、安心・安全、環境、文化、スポーツ、教育など幅広く推進していく必要がある。 それぞれの課題に応じて、市民の学習ニーズに基づき、それぞれが所管する課所が、独自に各分野において責任をもって業務を遂行する中で、市民の生涯学習ニーズを充足している。 この項に関しては、社会教育課、コミュニティ課に限らず、生涯学習を推進しえいる関係課所全てに共通するものと位置づけている。	社会教育課 コミュニティ課
23	1	3	1	2	2	35	多様な学習機会の提供	このような内容をたとえば、「生涯学習推進委員会」が統括して、市全体の生涯学習を本当に推進しようとする機関が必要だと思うが？	生涯学習の推進については、「生涯学習推進本部会議」が本市全体の生涯学習を推進する機関に該当するものである。	社会教育課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
24	1	3	1	2	2	35	ア 体系的な学習プログラムの構築	どこの誰のために、誰が、どんな機会に利用してもらおう、何を作るのか、よくわからない。 これを読むと、担当課がどこかもわかりにくいし、市がこれらを全部するように見えるが、そうなのか？	例えば、環境に関する理解を深めていく分野、健康に関する理解を推進していく分野など、それぞれの分野ごとに担当する課所があります。 この施策項目は、それぞれの課題に対して、全庁的に学習するためのプログラムの構築に対する方針について位置つけたものです。	社会教育課 コミュニティ課
25	1	3	1	2	2	35	イ 情報通信メディアの活用	どこの、誰が、どのように、利用できるように、誰がどのように普及を図るのか？	情報通信メディアの活用は、今後の情報化社会にあって重要な機能・手段です。 生涯学習の推進のための手段として、今後、ますます整備・充実が求められています。 このことは社会教育の分野だけの課題ではなく、全庁的な課題でもあります。 一例をあげると、市内に9箇所ある公民館は、地域のテーマや学習ニーズなどにより独自に取り組んでいますが、今後は、情報ネットワーク化を図り、機能を高め、市民の学習ニーズに添えていくことが必要になってきます。 テレビ会議システムなどの情報通信ネットワークを活用した生涯学習を推進するには、情報政策課をはじめ、社会教育課など、それぞれ関係する課所が推進することになります。	社会教育課
26	1	3	1	2	3	35	学習成果の社会への還元	このシステムは、もう何年もあるように思うが、その有効利用についての疑問の声を聞く。 システムの見直しやシステムをより良く活用してもらえるような手立てをする機関があるのか。	ご指摘の「すてきびと」の制度概要及び利活用状況については下記のとおりです。 ○すてきびとの現在の登録数：57名 ○登録されている方の専門的な分野としては、音楽、生活・趣味、スポーツ・レクリエーション、工芸・書道、英会話、詩吟などの趣味的分野や環境や教育など教養的な分野の方も登録されている。 ○「すてきびと」事業は、「まちづくりの原点は人づくりから」を基本理念に、地域に埋もれている優れた人材を掘り起こし、人材を養成し活用していく課程を通して、生涯学習に対する認識を深めることと、身近な場所を利用して学習活動を支援しながら共に学習を深めていく、学習ボランティアづくりをめざしている事業です。 ○現在の利活用の状況は、学習・講話を希望される団体から問い合わせがありましたら、登録されている方を紹介し、あとは当事者同士で連絡を取り合って学習等を進めていただいております。 なお、学習並び講話を頼まれた件数は把握しておりませんが、家庭教育学級や地区コミュニティ協議会での学習に繋げていただいております。 また、今年度はすてきびと登録者の方から、その技量を皆様に伝えたいということで市民大学講座も実施し、好評を得たところでした。 例年、生涯学習フェスティバルにおいても、学習体験コーナー（8名程度）を設けて、すてきびとの普及啓発に取り組んでいるところでした。 今後、本制度を有効に利活用していただけるよう、広報や普及に努めて参りたいと考えています。	社会教育課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	部	章	節	項	号					
27	1	3	1	3	2 3	36	生涯学習関連施設の活用の促進 生涯学習関連施設の機能の充実	このような施設の活用について、もっと市民に利用してもらえるように、活用方法について、見直しやチェック機関があるのか。 たとえば、図書館協議会はあるが、現実、図書館内の詳細については、あまり議論されていないらしいと聞く。広く市民の意見を聞いたり、他市や他の施設に視察に行ったりして、中味の質のレベル向上につながるような、機構が必要ではないか。 また、まごころ文学館は、あまり中央図書館や純心大学と提携して活動してないようだが、市内の施設の横の連携も、もっととれるような機構にしたらどうか。	「図書館協議会」は図書館法において、公立図書館に図書館協議会を置くことができるとされ、その役割は、同14条第2項において「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる機関とする」と規定されており、委員御質問の図書館の利活用に関するチェック機関に該当するといえる。 図書館の利用については、昨年、中央図書館でアンケート調査を実施し、利用者意向の把握を行った。今後、市の広報紙の活用、ホームページなどの広報の充実を図るとともに、先進市の調査や、図書館協議会等の場でも協議、意見を拝聴しながら、利活用の促進を図りたい。	中央図書館 社会教育課 文化課
28	1	3	2	1	1	38	ア 家庭の教育力の向上	「家庭教育学級」は、社会教育の分野らしいが、言及が見当たらないか？	「家庭教育学級」は、家庭の教育力を充実するための施策・事業の一環として推進しています。 具体的には、「1 社会教育課津堂の充実（1）家庭の教育力の充実 ア 家庭の教育力の向上」（P38）に明記している。	社会教育課
29	1	3	2	1	3	38	社会教育関係団体の育成	PTAに非協力的な保護者、子ども会非加入の家庭等は、このような枠からはずれてしまう。そのような市民については、どうするか、方策はあるのか？	この施策項目は、団体の育成について位置づけているものである。 PTAに非協力的な保護者、子ども会非加入の家庭等については、PTAや子ども会育成会が広報・啓発活動を進める中で理解を求めている。 市としても、これらの活動を支援し、団体の発展・充実につながるよう努めていきたい。	社会教育課
30	1	3	4			41	幼児教育・学校教育等の充実 <現状と課題>	「大学等」の等とは、何のことか。本市にあるのは限られているので、「専門学校」などと、明記しても良いのではないか。	「大学等」とは、具体的には鹿児島純心女子大学、川内職業能力開発短期大学校を指しているものです。 具体的な取組については、「5 高等教育機関との連携・交流（3）地域と高等教育機関との連携」（P46）に記載しているところである。	企画政策課

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言【第1章～第3章】

No.	対象箇所					頁	施策項目	ご質問・ご指摘・ご提言の内容	ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方	担当部・課室
	目次									
	部	章	節	項	号					
31	1	3	4	4	1	46	郷土愛を育む教育の推進	郷土とは、どこのことか。 鹿児島県？ 薩摩半島？	ここで使用している「郷土」とは、自分の生まれ育った土地のことであるが、学校区や旧市町村区域に限定するのではなく、薩摩川内市全体を「我がふるさと」・「生まれ育った所」、すなわち「郷土」としてとらえ、本市（ふるさと）への愛着と誇りを育む教育を展開するものである。	学校教育課
32	1	3	4	4	2	46	地域に根ざした特色ある学校づくり	地域というと、どこまで？ 中学校校区？	ここで使用している「地域」とは、児童生徒が在籍する学校を中心とするエリアのことであるが、実施する施策の内容によっては、対象が小学校区・中学校区あるいは旧市町村の区域となるのもであり、場合によっては本市全域を「地域」と捉え、魅力ある学校づくりを展開するもので、「地域」を中学校区などに限定したものではない。	学校教育課
33	1	3	5	1	2	49	ア 青少年団体活動の促進	「青少年団体活動」でなくても、青少年が、地元の生涯学習講座に参加するように促したり、地元のイベントに参加や協力を依頼する形も、青少年活動の促進につながるのではないかと。 現存の形や内容だと、参加しにくいものが多いようなので、生涯学習の担当と連携して、社会教育的戦略も必要なのではないかと。	この施策項目は、青少年を育成する目的で活動している団体の育成に関して、その支援について位置づけている。 青少年が、地域の生涯学習講座に参加するように促したり、地元のイベントに参加や協力を依頼することも青少年活動の促進につながるものとする。 青少年が地域の活動に参加することは、青少年健全育成を築くうえで重要なことであることから、より多くの青少年の参加が得られるように関係団体と連携して進めて参りたい。	社会教育課